

# ○地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領

昭和59年3月31日 港管第927号  
最終改正 令和2年12月22日 国港総第481号  
港湾局長より特定部局長あて

## （指名停止）

- 第1条 地方整備局長又は副局長若しくは次長（以下「局長等」という。）は、有資格者（契約業者取扱要領（昭和55年12月1日港管第3722号）第9条第1項に規定する有資格者をいう。以下同じ）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、局長等が別に定める委員会等（以下「委員会等」という。）の審議を経て、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 局長等が指名停止を行ったときは、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「所属担当官」という。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

## （下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

- 第2条 局長等は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 局長等は、第1条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 局長等は、第1条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## （指名停止の期間の特例）

第3条 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 局長等は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前第2項及び第4条第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 局長等は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。

5 局長等は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会等の審議を経て別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2号第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 局長等は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 局長等は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間
- 二 別表第2第5号から第12号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間
- 三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号から前号までの規定に該当することとなつた場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間
- 五 国土交通省又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由がある

とき（第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5条 局長等は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 局長等は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6条 局長等は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し若しくは第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、様式第1、様式第2又は様式第3により遅滞無く通知するものとする。

2 局長等は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。以下同じ。）の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 所属担当官は、次号に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 所属担当官は、会計法第29条の3第4項に規定する場合は、あらかじめ様式4により局長等の承認を受けて指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 局長等は、前項の承認をしたときは、様式第5により港湾局長に報告するものとする。

（下請等の禁止）

第8条 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9条 局長等は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し若しくは第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第6、様式第7又は様式第8により港湾局長に報告するものとする。

2 港湾局長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の地方整備局における指名停止に関連すると認めるときは、遅滞なく、当該他の地方整備局長等に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 局長等は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第11条 第1条から前条までの規定は、地方整備局の発注する測量及び建設コンサルタント等並びに製造等の請負及び物品の購入等について準用する。

附 則

- 1 この要領は、昭和59年4月1日から適用し、指名停止（指名停止の期間の変更を含む。）を行うべき事由が同日前に生じたものについては、なお従前の例による。
- 2 港湾建設局指名停止要領（昭和55年3月1日港管第298号）は廃止する。

附 則

この要領による改正後の港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領は、平成2年6月1日から適用する。

附 則

この要領による改正後の港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領は、平成4年8月1日から適用する。

附 則

この要領による改正後の港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領は、平成6年5月16日から適用する。

附 則

この要領による改正後の地方整備局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領は、平成14年7月8日から適用する。

附 則

この要領による改正後の地方整備局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領は、平成15年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から適用する。
- 2 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第35号）の施行の日までの間における指名停止については、要領第3条第3項中「及び第4条第1号から第3号まで」を「並びに第4条第1号及び第2号」と、要領第4条中「次の各号」を「次の第1号、第2号、第4号又は第5号」と、要領第4条第2号中「確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決」を「審決（同法第48条の2第5項に規定する期間を経過した課徴金納付命令を含む。）」と、要領第4条第4号中「第1号から前号まで」を「第1号又は第2号」とする。

附 則

この要領による改正後の地方整備局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判 手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以降に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から適用する。

別表第1 当該地方整備局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 当該地方整備局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2. 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3. 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められたとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4. 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5. 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7. 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上 3カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上 4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上 3カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上 4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上 2カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない公訴を提起されたとき。</p> <p>イ. 代表役員等（有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ. 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ. 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ. 代表役員等</p> <p>ロ. 一般役員等</p> <p>ハ. 使用人</p> <p>3. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ. 代表役員等</p> <p>ロ. 一般役員等</p> <p>ハ. 使用人</p> <p>4. 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ. 代表役員等</p> <p>ロ. 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5. 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上 12カ月以内</p> <p>3カ月以上 9カ月以内</p> <p>2カ月以上 6カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上 12カ月以内</p> <p>2カ月以上 6カ月以内</p> <p>1カ月以上 3カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上 9カ月以内</p> <p>2カ月以上 6カ月以内</p> <p>1カ月以上 3カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上 9カ月以内</p> <p>1カ月以上 3カ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上 9カ月以内</p>

<p>6. 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ. 当該地方整備局の所属担当官</p>	<p>3カ月以上 12カ月以内</p>
<p>ロ. 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</p>	<p>2カ月以上 9カ月以内</p>
<p>7. 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。) (公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	<p>刑事告発を知った日から 1カ月以上 9カ月以内</p>
<p>8. 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ. 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員</p>	<p>2カ月以上 12カ月以内</p>
<p>ロ. 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>1カ月以上 12カ月以内</p>
<p>9. 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ. 当該地方整備局の所属担当官</p>	<p>3カ月以上 12カ月以内</p>
<p>ロ. 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</p>	<p>2カ月以上 12カ月以内</p>
<p>10. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上 12カ月以内</p>
<p>11. 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。) (重大な独占禁止法違反行為等)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上 12カ月以内</p>
<p>12. 国土交通省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6カ月以上36カ月以内</p>

<p>成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>イ. 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ. 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>13. 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規程に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く)。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>14. 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ. 当該地方整備局の所属担当官</p> <p>ロ. 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上 9カ月以内</p> <p>1カ月以上 9カ月以内</p>
<p>15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 9カ月以内</p>
<p>16. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 9カ月以内</p>

様式第1（第6条関係）

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称 殿  
代表者氏名

〇〇地方整備局  
(公印省略)

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〇〇が(の) ① 〇〇ことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態の生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成18年3月31日付け国港総第911号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立することができる。この場合においては、令和〇〇年〇月〇日までに総務部経理調達課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1. 指名停止の期間 ③
2. 指名停止の措置対象区域 ④
3. 指名停止の理由 ⑤

(注)

1. ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2. ②は、第6条第2項の適用がある場合に使用する。
3. ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
4. ④には、指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。
5. ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

(連絡先)

国土交通省〇〇地方整備局総務部経理調達課  
電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第2（第6条関係）

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称 殿  
代表者氏名

〇〇地方整備局  
(公印省略)

指名停止期間（及び）措置対象区域変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間（及び）措置対象区域を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 従前の指名停止の措置対象区域
4. 変更後の指名停止の措置対象区域
5. 変更の理由

(注) 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

(連絡先)

国土交通省〇〇地方整備局総務部経理調達課  
電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第3（第6条関係）

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称 殿  
代表者氏名

〇〇地方整備局  
(公印省略)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところ  
であるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(連絡先)

国土交通省〇〇地方整備局総務部経理調達課  
電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第4（第7条関係）

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長（副局長若しくは次長） 殿

所 属 担 当 官  
（公印省略）

指名停止者との契約承認申請書

工 事 の 種 別  
工事名及び施行場所  
契 約 予 定 年 月 日  
予 定 工 期

上記工事の請負契約については、下記1の理由により下記2の指名停止者を相手方とし、随意契約によりたいので、承認されたく申請する。

記

1. 理 由
2. 指名停止者  
商号又は名称  
代表者住所  
住 所

様式第5（第7条関係）

番 号  
年 月 日

港 湾 局 長 殿

〇〇地方整備局長（副局長若しくは次長）  
（公印省略）

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工事名及び施工場所	
工 事 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契約予定年月日及び予定工期	

上記工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理 由

港 湾 局 長 殿

〇〇地方整備局長（副局長若しくは次長）  
（公印省略）

指 名 停 止 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
登録工事種別、等級及び 当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記有資格者について、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間 ①
- 2 指名停止の措置対象区域 ②
- 3 指名停止の理由
- 4 備考（他機関の見解等）

（注）

- 1 ①には、第3条第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合にはその旨も記載する。
- 2 ②には、第5条第1項の規定により指名停止の措置対象区域を定めた場合にはその旨も記載する。

番 号  
年 月 日

港 湾 局 長 殿

〇〇地方整備局長（副局長若しくは次長）  
（公印省略）

指名停止期間（及び）措置対象区域変更報告書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間（及び）措置対象区域を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

注) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第8（第9条関係）

番 号  
年 月 日

港 湾 局 長 殿

〇〇地方整備局長（副局長若しくは次長）  
（公印省略）

指 名 停 止 解 除 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由